

# 労働組合武庫川ユニオン規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

この組合は、労働組合武庫川ユニオン（以下ユニオン）という。

### 第 2 条 (所在地)

ユニオンは、事務所を尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 リベル 3 F におく。

## 第 2 章 目的と事業

### 第 3 条 (目的)

組合の団結によって、組合員の経済的、社会的な地位を向上させると共に、組合員相互の親和を図ることを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

ユニオンは、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働、生活条件の向上に関すること。
- (2) 組合員および家族の福利および共済に関すること。
- (3) 同じ目的をもっている他団体との連携・交流に関すること。
- (4) その他、第 3 条の目的を達成するために必要なこと。

## 第 3 章 組合員の権利と義務

### 第 5 条 (組合員資格)

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

### 第 6 条 (組合員の権利)

ユニオンの組合員は平等に次の権利をもつ。

- (1) ユニオンのすべての活動に参加し、またユニオンの利益を受けること。
- (2) ユニオンのすべての問題に意見を述べ、かつ決議に参加すること。
- (3) この規約に定める役員を選挙し、または、役員に選挙されること。
- (4) 正当な手続きを経ずに制裁されないこと、または、制裁を受けた場合、異議を申し立てること。
- (5) ユニオンの会計に関して書類の閲覧を求めること。

### 第 7 条 (組合員の義務)

ユニオンの組合員には、平等に次の義務がある。

- (1) 規約に定められた各種会議に出席すること。
- (2) 規約及び各機関の会議の決定を守ること。
- (3) 会費を納入すること。

## 第 4 章 組織

### 第 8 条 (組織)

ユニオンは、この規約に賛同し、加盟手続きを取った尼崎市内、及びその周辺の市町に働くすべての労働者及び、居住する労働者によって組織する。

### 第 9 条 (構成)

職場、職種、地域単位に支部、分会、グループをおくことができる。

## 第 5 章 機関と役員

### 第 10 条 (構成)

ユニオンに、次の機関をおく。

- (1) 大会
- (2) 臨時大会
- (3) 執行委員会

### 第 11 条 (大会の成立)

大会は、全組合員に招集し、組合員の3分の2の出席によって成立する。

### 第 12 条 (大会の招集)

定期大会は毎年1回、執行委員長が招集する。

### 第 13 条 (臨時大会)

臨時大会は、つぎの場合、30日以内に開催するもとし、執行委員長がこれを招集する。

- (1) 執行委員長または、委員会が必要と認めたとき。
- (2) 組合員の3分の1以上の連署により、理由を明らかにして要求があったとき。

### 第 14 条 (会議の議決)

会議の議決は、出席者の過半数以上の賛成によって決める。可否同数の場合は議長が決める。

### 第 15 条 (役員)

ユニオンの次の役員をおく。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 若干名
- (3) 書記長 1 名
- (4) 書記次長 若干名
- (5) 執行委員 若干名
- (6) 会計 1 名
- (7) 会計監査 1 名

### 第 16 条 (役員を選出)

役員は大会において組合員の直接無記名投票によって選出する。

## 第 6 章 加入と脱退

### 第 17 条 (加入)

この規約の第7条により、組合員になる資格をもつ者は、加入申込書と加入金を添えて執行委員長に提出し、加入する。組合員の権利、義務は、執行委員会で加入を承認したときから生じる。

### 第 18 条 (脱退)

ユニオンから脱退しようとするときは、義務を完全に履行したのち理由を明記した脱退届けを執行委員会に提出し、承認されたときから組合員の資格はなくなる。

## 第 7 章 統制

### 第 19 条 (処分)

組合員が次の一つに該当する行為があったときは、統制処分される。

- 1、規約、その他、機関の決定に違反し、統制を乱す行為があったとき
- 2、正当な事由なく 3 か月以上組合費を滞納したとき
- 3、組合の名誉を著しく傷つける行為があったとき

### 第 20 条 (処分の種類)

- 1、警告 統制違反の事実を明らかにし、これを是正させるため指示をする。
- 2、権利停止 統制違反の事実を明らかにし、組合員としての権利の全部または一部について一定期間停止する。
- 3、除名 組合員としての資格を剥奪する。

### 第 21 条 (処分の手続き)

- 1、組合員に統制違反の疑いが生じたときは、執行委員会は速やかに統制委員会を設置しなければならない。統制委員会の委員長は、執行委員会より選出された統制委員が委員長となり、統制委員会を招集する。
- 2、統制委員会は、前項の事実認定の結果、統制違反の事実が明らかになったときは、執行委員会に統制処分内容を答申しなければならない。
- 3、執行委員会は統制処分の内容を付して大会に付議する手続きを取らなければならない。
- 4、統制処分は大会において決議する。統制処分のうち、警告については、執行委員会で議決することができる。
- 5、統制委員会が統制処分の調査を行うとき、及び執行委員会及び大会で審議するときは、当該組合員に十分弁明の機会、及び弁護人の弁護を行わせる機会を与えなければならない。

### 第 22 条 (異議申立)

前条によって決定された統制処分の内容について、これを不服とするときは、当該組合員から執行委員会に異議を申立、次の大会に再審査を請求できる。

## 第 8 章 会計

### 第 23 条 (組合の会計)

ユニオンの経費は、組合費および寄付金でまかなう。

### 第 24 条 (組合費)

組合費は大会で決定する。

### 第 25 条 (加入金)

加入金は大会で決定する。

### 第 26 条 (会計年度)

ユニオンの会計年度は毎年 7 月から翌年 6 月までとする。

### 第 27 条 (会計報告)

会計報告は、あらゆる財源と支出内容、おもな寄付者の氏名および現在の経理状況を記載し、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年 1 回大会において公表しなければならない。

## 第 9 章 争議

### 第 28 条 (同盟罷業の行使)

同盟罷業の行使は、全組合員の直接無記名投票による過半数による決定による。

### 第 29 条 (規約の改廃)

この規約は、全組合員の直接無記名投票の過半数の支持を得なければ改廃することができない。

### 第 30 条 (実施期日)

この規約は、1988年5月29日から施行する。

### 第 31 条 (改正)

この規約は、1993年10月31日一部改正する。

この規約は、1995年 3月12日一部改正する。

この規約は、1997年 7月13日一部改正する。

この規約は、2004年 7月25日一部改正する。

この規約は、2006年 7月16日一部改正する。

この規約は、2015年 8月 9日一部改正する。

## 労働組合武庫川ユニオン共済規定

### 第 1 条 (目的)

この規定は組合員の相互扶助と組織的な結合を強め、あわせて地域労働者との連携を深める目的を持って制定する。

### 第 2 条 (適用範囲)

この規定は組合員に適用する。

### 第 3 条 (効力の発効)

この規定に基づく共済の効力の発生は、組合員になった日以降最初に迎える月の1日から生じる。

### 第 4 条 (事務処理)

この共済に関する処理は事務局が行う。

### 第 5 条 (代表)

この共済に関しての代表者は執行委員長とする。

### 第 6 条 (共済種目とその金額)

組合員に別紙に定める共済事由が発生したときは、組合員ために全労済の共済A型4口、M型5口、F型2口に加入する。

### 第 9 条 (給付の基準)

この共済の発効日および給付の基準、共済事故に対する認定は全労済の組織共済事業規約および同細則による。

### 第 10 条 (改廃)

この規定の改廃は大会決議による。

### 第 11 条 この規定は1988年5月29日から実施する。

### 第 12 条 この共済規定は1990年9月9日一部改定する。

この共済規定は1999年8月1日一部改定する。

# 労働組合武庫川ユニオン

〒 660-0876 尼崎市 竹谷町 2-183 リベル3F

TEL 06-4950-0071 FAX 06-4950-0073

E-mail mukogawa-union04herb.ocn.ne.jp